

# 東弁 往 来

## 第69回 弁護士法人多摩パブリック法律事務所

～パブリック系弁護士は、今日も地域のためにがんばっている～



会員 芝崎 勇介 (66期)

2013年1月、日本司法支援センター養成弁護士として採用され、弁護士法人東京パブリック法律事務所（東京都豊島区）の客員弁護士として勤務したのち、2014年1月、同センター常勤弁護士として法テラス多摩法律事務所（東京都立川市）に異動となった。2018年2月、弁護士法人多摩パブリック法律事務所（同市）に常勤弁護士として採用され、現在に至る。

弁護士法人  
多摩パブリック法律事務所  
(東京都立川市)

### 1. 東弁往来していない弁護士が書く東弁往来

私は、東京弁護士会が設立した公設事務所である弁護士法人東京パブリック法律事務所（通称「東パブ」）で養成を受け、その後、日本司法支援センター（法テラス）の常勤弁護士として法テラス多摩法律事務所に赴任し、現在は東パブと同系列の弁護士法人多摩パブリック法律事務所（通称「多摩パブ」）に勤務しています。生粋の東弁弁護士です。

「東弁」を出て「往」ったり、逆に戻って「来」たりした弁護士の活動・活躍を取り上げるのが、「東弁往来」欄だと理解しています。その意味では、私は、登録当初から今まで一度も東弁を往来したことがありませんから、執筆者として不適格です。同じく、前回（「第68回 法テラス多摩法律事務所～都市部で働くスタッフ弁護士」本誌2020年3月号48頁）の長谷川翼会員は、東弁を往来したことがなかった上、私の後輩で、東パブで養成を受けて、法テラス多摩法律事務所に赴任したところまで、私とキャリアが被って



事務所の玄関

いました。しかも、東パブも法テラス多摩法律事務所も多摩パブも、都市部に潜む司法アクセスの問題を解決するという目標を共有しています。東弁を往来していない弁護士として、私が書くべきことは、長谷川会員が前記記事で書き尽くして

れました。もはやネタ切れの感じが否めません。それでも執筆依頼を受けてしまった以上は、昨今、一部会員からの風当たりが強いパブリック系弁護士について、なにがしかを書き綴ってみます。私たちは、東弁の穀潰しではないのです！

### 2. マーケットを選ばない弁護士だって必要だ

ある破産事件で、管財人の方から言われた一言がなんとなく心に残っています。「先生の事務所は、マーケットを広くお取りになっているから、こういう方の依頼も受けなくてはいけなくて、大変ですね」。確かに、私の依頼者は、生活力が低い上、連絡がつきにくい、だらしのない方でした。ただ、私には、そうした方の依頼を断る発想がありませんでした。むしろ、そうした方の役に立ってこそ弁護士だという気持ちがありました。敢えてマーケットを広く取っている感覚はなかったのです。管財人の方から前記のように言われて、そうか私たちはマーケットを広く取っているように見られているのだと自覚しました。

そう言えば、最近も、身体・精神障害をお持ちで、ギャンブルのために生活に困窮した高齢者の方の家に何度も通いつつ、市役所でケース会議を開いて、保健所、福祉事務所、障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ヘルパー事業所の方々と連携して、転居と生活保護の受給を実現させた上、破産手続をとったケースがありました。なかなか癖が強い方でしたから、互いに喧嘩をしながら、やっとこさ安心できる生活を確保できました。この方は、出張相

談に来た弁護士に2回断られた後、私たちの下に辿りつきました。こういう手間隙かかるケースに好き好んで手を出す弁護士は、あまり多くないのかもしれない。



事務所が入っている菊屋ビル



事務所周辺の様子

経済的にも精神的にも弁護

士業を going concern させるには、依頼者の選別が必要だという声が聞こえます。法テラスとの契約を切ったら、ストレスフリーになった上、却って売上が上がったと言う方もいるようです。このことを私は否定するつもりはありません。弁護士と言えども、ひとつの事業であることに変わりはありません。弁護士それぞれが自分の能力を発揮できる分野と環境で、持続可能な働きで仕事をするには、重要なことです。そのためにも、顧客やマーケットを選ぶ自由があります。

他方で、そうした選別から漏れやすい方々にも、当然のことながら、護られるべき権利があります。リーガル・アクセスは、確保されなくてはなりません。だからこそ、私たちパブリック系弁護士が必要です。私たちは、マーケットを選びません。生きづらさや問題解決能力の乏しさ故に弁護士に辿りつかなかった人たちに手を伸ばします。弁護士が事業として自由に弁護士業を営むことと、遍く人々の権利擁護を図ることをとを総体として実現するために、公設事務所はあるのです。

### 3. 地域の困難ケースを解決することで 地域の役に立つ

多摩パブの事件の供給源は、地域の公的機関（市役所、消費生活センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等）です。高齢・障害・貧困等により生きづらさを抱えていたり、問題解決能力が乏しかったりする人たちは、弁護士につながるよりも、まず先に公的機関に相談をしていたり、公的機関が気付いて支援に当たっていたりします。多摩パブは、毎年、多摩地域30市町村全てを訪ね回って（「地域回り」と呼んでいます）、公的機関の現場の職員の方たちと顔が見える関係を作り、日々、連絡を取り合っています。その職員の方たちが困った人を見つけて、事務所に紹介してくれるのです。

多摩パブとしては、地域の役に立ちたい！困った人

を助けたい！と言って地域を回っている手前、「うちがやらないきゃ、誰がやる？」という気概を持って、原則として事件の依頼を断りません。それらの事件の中には、手間がかかるもの（困難ケース）が相当数含まれています。13名の所属弁護士がそれぞれの得意分野と持ち味を活かして、採算を気にしながらも気にし過ぎずに（薄利になりがちですが、みんなで利益を出して、みんなで損失を補っています）、困難ケースの解決に当たっています。組織的かつ継続的に大量の困難ケースを取り扱っているところが多摩パブの特長です。

### 4. 蛹化する多摩パブ

多摩パブは、いま、新たな形態に変わるべく、準備を始めています。

多摩地域では、例に漏れず、高齢社会になったことに伴い、後見事件が日に日に増えています。しかし、担い手は、不足しています。多摩パブにも、後見事件を受けてほしいという要望が絶えず寄せられています。こうした期待に応えて、多摩パブは、一時期、積極的に後見事件を受けていました。正職員として社会福祉士を雇用し、後見事件に質と量とが伴って対応できる体制を整えてきました。ところがじきに限界を迎えます。受任件数が130件に迫ったあたりで、キャパシティを超えてしまいました。そこから受任の抑制を始め、現在受任中の後見事件は、約100件にまで減りました。

私たちは、地域の溢れる後見ニーズに対応できていないことを悔しく思っています。そこで、現在、後見専従チームを構想するなど集中的に後見事件を担える基盤作りに着手しています。1年と経たないうちに、新たな事務所へと羽化できるはずです。

変化する地域のニーズに応えながら、公設以外の弁護士が対応しづらい隙間を埋めていく。これがパブリック系弁護士の役割です。